平成２３年（フ）第２０２号
仙台市青葉区国見５丁目14番７号
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市野比２丁目５番13―201号
破産者　堀田　京子
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３７７４号
名古屋市西区西原町104番地の１　星野荘１Ｆ南
破産者　池田　　修
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５４号
名古屋市中川区打中１丁目199番地　スプリンタービレッジ１Ｂ号
破産者　稲葉　いと
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８９号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ３Ｅ号
破産者　船木　裕馬
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６２号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目16番21号レオパレスムラタ102号
破産者　福島美智恵（旧姓岩下・鬼塚）
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
大阪府岸和田市上町47番18―206号、前住所大阪府岸和田市別所町２丁目13番25号
破産者　小門栄治郎
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
大阪府堺市南区茶山台２丁１番３―206号、前住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目５番18号
破産者　白井　　亨
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
神戸市須磨区菅の台５丁目３番地10号棟106号、開始決定時の住所神戸市須磨区白川台５丁目46番地の20
破産者　山下　秀昭
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０２号
広島市中区広瀬北町２番28―408号
破産者　高丸　　新
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
熊本市田迎４丁目８番５号
破産者　宮原　龍一
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３４号
熊本市八景水谷２丁目13番11号
破産者　押方　博志
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２号
大分市都町４丁目３番22号　都町ビル405
破産者　高野美由紀
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３４８号
函館市富岡町２丁目24番19号
破産者　中島めぐみ
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
北海道旭川市豊岡４条８丁目７番５号
破産者　平山　正勝
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
神奈川県平塚市花水台28番25号
破産者　根本　由夫
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９５号
新潟県新発田市古川726番地１、開始決定時の住所新潟県新発田市中曽根町３丁目７番25号
破産者　喜藤　昭治
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０７号
静岡県浜松市東区積志町913番地
破産者　神谷　友紀
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
大津市末広町４番32号、申立時の住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘２丁目８番地13
破産者　リヨン友榮社こと　鷺　　義明
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部